

国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書

税務署受付印

		※整理番号	
令和 年 月 日  税務署長 殿 (所轄外税務署長)  税務署長 殿	(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地</small>	..... (電話番号 - - )	
	(フリガナ) 名称 (屋号)	.....	
	法人番号		
	(フリガナ) 氏名 <small>(法人の場合)</small> 代表者氏名	.....	
	(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	..... (電話番号 - - )	

次の国税関係帳簿書類について電磁的記録等による保存等を取りやめますので、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第7条第1項の規定により届け出ます。

1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等

帳簿書類の種類		当初の承認を受けた年月日等	保存方法	納税地等 (上段) 保存場所 (下段)
根拠税法	名称等			
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	.....
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	.....
		年 月 日	<input type="checkbox"/> 電磁的記録 <input type="checkbox"/> COM <input type="checkbox"/> スキャナ	.....

2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由

.....  
.....  
.....

3 その他参考となる事項

「法第4条第3項の規定による電磁的記録の保存をやめようとする場合の基となった書類の保存の状況」  
( 保存している ・ 廃棄した )

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	同時提出申請書			回 付 先		整理簿
	個人 (消費)・資産・資料・法人 (消費)・源泉 諸税・酒 ( )			管理 運営	⇒ 個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局 ( )	
	通信日付印	確認	入力年月日	入力担当者	番号確認	(摘要)
	年 月 日		年 月 日			



## 「国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの届出書」の記載要領等

この届出書用紙は、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルム（以下「COM」といいます。）による保存等（以下「電磁的記録等による保存等」といいます。）の承認を受けている国税関係帳簿（以下「帳簿」といいます。）又は国税関係書類（以下「書類」といい、これらを総称して「帳簿書類」といいます。）について、電磁的記録等による保存等をやめようとして、税務署長（又は税関長）にその旨を届け出る場合に使用してください。

### 【注意事項】

- 1 法第4条第1項、法第4条第2項、法第5条第1項及び法第5条第2項の承認を受けている帳簿書類の電磁的記録等による保存等の取りやめの場合  
この届出書を提出した日から、原則として全て書面により（電磁的記録又はCOMによる保存等をしているものについては書面に出力して）保存をすることとなりますのでご注意ください。
- 2 法第4条第3項の承認を受けている書類の電磁的記録による保存の取りやめの場合  
基となった書類を一部でも廃棄している場合は、現在保存している電磁的記録を今後も保存する必要がありますのでご注意ください。

## 1 届出期限等

### (1) 届出期限

電磁的記録等による保存等をやめようとする場合には、あらかじめ所轄税務署長等（注）参照）に提出してください。

- （注）
- 1 届出者（保存義務者）が電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者であるときは、納税地を所轄する税務署長（その帳簿が規則第2条に規定する帳簿のときは、納税地を所轄する税関長）となります。
  - 2 届出者（保存義務者）が電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る国税の納税者でないときは、対応業務（国税に関する法律の規定により、その帳簿書類を保存しなければならないこととされている業務をいいます。）を行う事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地を所轄する税務署長となります。
  - 3 所轄税務署長等以外に届出書の提出に当たって便宜とする税務署長（以下「所轄外税務署長」といいます。）がある場合で、その所轄外税務署長が相当の理由があると認めるときには、当該所轄外税務署長を経由して提出することもできます（2（3）イ参照）。

### (2) 提出部数

この届出書は、1部（電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が次に該当する場合は2部）提出してください。

- ① 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている法人の法人税及び消費税に係る帳簿書類
- ② 国税局において課税標準の調査及び検査を行うこととされている製造場等の酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、航空機燃料税、石油ガス税、石油石炭税、印紙税、電源開発促進税及び地方道路税に係る帳簿書類

## 2 各欄の記載要領

### (1) 「1 電磁的記録等による保存等をやめようとする国税関係帳簿書類の種類等」の各欄

#### イ 「帳簿書類の種類」欄

- ① 「根拠税法」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の保存義務等を規定している税法の名称を、例えば「法人税法」のように記載してください。

なお、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類が、法人税法と消費税法（又は所得税法と消費税法）の両方の税法により保存義務等が規定されている帳簿書類のときは、「法人税法及び消費税法」（又は「所得税法及び消費税法」と）記載してください。

- ② 「名称等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類の名称（名称により記載できない場合は、保存義務等を規定している税法の条項）を次のように記載してください。

（記載例）

- 1 仕訳帳、売上帳、仕入帳、総勘定元帳、売掛金元帳、買掛金元帳

- 2 仕訳帳（本店及び〇〇支店）、△△支店の売掛金元帳

- 3 注文書の写し、領収書の写し、見積書の写し、請求書の写し

- 4 注文書の写し（本店及び〇〇支店）、△△支店の領収書の写し

- 5 注文書、納品書、見積書、請求書

- 6 注文書（本店及び〇〇支店）、△△支店の納品書

ロ 「当初の承認を受けた年月日等」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類について電磁的記録等による保存等の承認を受けた年月日又は承認があったとみなされた年月日を記載してください。

ハ 「保存方法」欄は、電磁的記録による保存をやめようとする場合は「電磁的記録」の、COMによる保存をやめようとする場合は「COM」の、スキャナによる保存をやめようとする場合は「スキャナ」の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定による電磁的記録の保存等の承認も併せてとりやめるときは、両方の文言の前の□（チェック欄）にレ印を付すとともに、「当初の承認を受けた年月日等」欄に法第4条の承認年月日と法第5条第3項の承認年月日を併記してください。

ニ 「納税地等（上段）保存場所（下段）」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする帳簿書類に係る納税地等及び保存媒体の保存場所を記載してください。

### (2) 「2 電磁的記録等による保存等をやめようとする理由」欄には、電磁的記録等による保存等をやめようとする理

由を記載してください。

(3) 「3 その他参考となる事項」欄

イ この届出書を所轄外税務署長を経由して提出する場合

所轄外税務署長を経由して提出する理由を記載してください。

ロ 法第4条第3項の承認を受けている書類について電磁的記録の保存をやめようとする場合は、当該電磁的記録の基となった書類の保存の状況について対応する□（チェック欄）にレ印を付して表示してください。

なお、基となった書類を一部でも廃棄している場合は、「廃棄した」にチェックしてください。

ハ 法第5条第3項（電磁的記録による保存からCOMによる保存への保存方法の変更）の承認を受けている帳簿書類について、COMによる保存をやめようとする場合で、法第4条第1項（帳簿の場合）又は第4条第2項（書類の場合）の規定により、引き続き電磁的記録による保存等をするときは、その旨を記載してください。